

プロジェクト	料金規制 IASB ディスカッション・ペーパー
項目	「料金規制の財務上の影響の報告」へのコメントの方向性（案） カバー・ノート

## 1. 本資料の目的

1. 国際会計基準審議会 (IASB) は、料金規制のための特別な会計基準の開発を今後行うか否かを議論するための前段階として、2014 年 9 月 17 日にディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」（以下、「本 DP」という。）（コメント期限：2015 年 1 月 15 日）を公表した。
2. これまで、第 300 回企業会計基準委員会 (11 月 18 日開催) では、本 DP の概要を説明するとともに、事務局における暫定的な分析に基づいたコメントの方向性（案）の骨子（以下、「同骨子」という。）を説明のうえ、同骨子に関するご意見を頂いた。また、同骨子及び頂いたご意見を踏まえ、第 301 回企業会計基準委員会 (12 月 1 日開催) では、本 DP の質問 7（特別な会計処理）へのコメントの方向性（案）を説明し、ご意見を頂いた。
3. 本日の委員会においては、本 DP の質問 3（料金規制とは何か）、4（市場規制）、5（定義された料金規制）、及び 6（特別な権利及び義務）について、事務局による分析とコメントの方向性（案）について提示するとともに、当該コメントの方向性（案）も踏まえて作成したコメントレター（案）についてご説明の上、これに対するご質問やご意見をいただきたい。
4. 本資料は、本会の審議事項を纏めたもの（カバー・ノート）である。資料番号と説明内容の対応関係は次のとおりである。

資料番号	説明内容
審議事項(2)-2	質問 3-6 対象範囲、「定義された料金規制」、特別な権利及び義務
審議事項(2)-3	質問 1-13 コメントレター（案）（和文）
審議事項(2)-4	質問 1-13 コメントレター（案）（英文）

5. また、2014 年 12 月 4-5 日に開催された ASAF 会議の報告については、審議資料（1）

「2014年12月開催の会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)会議報告」に記載している。

## II. 前回委員会での審議内容

6. 前回委員会では、本DPの質問7(特別な会計処理)へのコメントの方向性(案)として、主に以下の内容を提示した。

### (規制繰延勘定は資産性及び負債性を満たすか)

- (1) 定義された料金規制から発生する規制繰延勘定残高(=収益必要額-対顧客請求額)は、IASBにおける直近の概念フレームワークに関する暫定決定をベースとすれば、少なくとも、資産及び負債として認識すべきでないと結論づけることは直ちには困難と考えられる。
- (2) しかし、我々は、上記検討によって、直ちに規制資産又は規制負債を財政状態計算書に表示すべきという結論になるか否かについては定かでない。なぜなら、概念フレームワークに関するIASBによる直近の暫定決定をベースとした資産及び負債の定義及び認識規準が十分な厳密さを欠いているとも考えられ得るためである。仮にそうである場合、概念フレームワークを最終化する前に、資産及び負債の定義(特に、過去の事象をどのように捉えるべきか、及び、第三者との契約以外に基づく義務について執行可能性(enforceability)を要件とすべきか等)及び認識規準のあり方について一層の検討が必要かもしれない。

### (規制繰延勘定の性質)

- (3) 規制繰延勘定は、金融資産や無形資産(ライセンス)とは異なる性質のものであり、現行のIFRSにおける各基準の枠内において説明することは直ちには困難と考えられる。

### (その他の代替的アプローチ)

- (4) 本DPに記載されているその他の代替的アプローチ(規制会計を用いて財務報告を行うアプローチ、収益又は原価を繰延べ・前倒しするアプローチ)は、いずれも適切でないと考えられる。

7. また、事務局から提示したコメントの方向性(案)に対して、主に次のご意見やご質問を頂いた。

- (1) 事務局から提示されているコメント案の方向性は、コメントレター提出に当たっては十分とは言えないかもしれないが、ASAF会議で発言するための現段階での予備的見解としては賛成である。但し、コメントの方向性を決めるにあたっては、次の点について更なる検討が必要ではないか。

➤ 事務局の提案は、一般ルールの枠内で、料金規制事業における権利及び義務

を整理するアプローチによっているが、料金規制事業に対しては一般ルールと異なる特別なルールを認めるというアプローチもあり得る。仮に後者の方法で検討を進めていく場合、特別なルールを認める妥当性について考慮が必要となるが、この点については、料金規制事業では、規制による硬直的な価格設定に起因した赤字が発生し得るので、企業本来の実力と異なる財務報告による利用者のミスリードを防ぐために特別なルールを認めることが妥当という整理が出来るかもしれない。

- 料金規制事業における権利及び義務を識別するためには、資産や負債の定義や測定の信頼性の観点からの検討だけでなく、IAS 第 38 号「無形資産」において無形資産の認識要件とされている「識別可能性」も検討すべきではないか。

- (2) 概念フレームワーク・プロジェクトに関する IASB による直近の暫定決定で示されている資産及び負債の定義や認識規準が十分に堅牢でないと考えられる場合、どこに改善余地があると考えられるか。

#### ディスカッション・ポイント

本日の審議事項に記載したコメントの方向性（案）も踏まえて作成したコメントレター（案）に関して、ご質問やご意見があれば頂きたい。

以 上